平成２３年（フ）第６１９５号
大阪市天王寺区国分町５番５号キャピタルＫ801
債務者　柳生　良重
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６１９６号
大阪市天王寺区大道１丁目13番17号　大道ハイツ201号
債務者　石橋　葉子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２０４号
大阪府吹田市南正雀５丁目１番10号
債務者　河東　雅代
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２１０号
大阪市城東区古市３丁目22番７号メゾンド紫香103
債務者　北野八重子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２１１号
大阪市淀川区田川３丁目１番35―403号
債務者　浅田　知枝（旧姓宮本）
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２１４号
大阪府東大阪市中小阪５丁目７番33号
債務者　吉田　正昭
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２１７号
大阪市此花区春日出中１丁目11番３号　エクセル春日出　303、前住所大阪市此花区高見１丁目４番54―410号
債務者　辻本　美幸
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２２２号
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目２番62号浦西ハイツ206号室
債務者　豊富　常雄
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２２３号
大阪市鶴見区茨田大宮２丁目２番62号浦西ハイツ206号室
債務者　豊富順愛こと　梁　　順愛
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第６２２７号
大阪府茨木市玉櫛２丁目28番24号
債務者　細井輝美代
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第２５１号
兵庫県姫路市西八代町17番16号、破産申立時の住所兵庫県姫路市新在家本町２丁目８番23号　東口ハイツ205
債務者　加藤加代子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４８３号
兵庫県加古川市加古川町平野427番地　エステートＨＩＲＡＮＯ―303号
債務者　入田　　守
1　決定年月日時　平成23年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第５６号
北海道網走郡美幌町字元町17番地の１
債務者　菊地　　寛
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第５７号
北海道北見市光西町195番地32
債務者　石田規容子
1　決定年月日時　平成23年９月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２３年（フ）第８８５号
千葉市若葉区西都賀４丁目５番14号　アンビション西都賀202号
債務者　向後　光雄
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９２９号
千葉県船橋市咲が丘４丁目36番27号　エステートピア咲が丘Ⅱ―102号
債務者　出山　敏雄
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９３０号
千葉県船橋市咲が丘４丁目36番27号　エステートピア咲が丘Ⅱ―102号
債務者　出山　篤代
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２３年（フ）第９４９号
千葉県習志野市鷺沼２丁目９番31―401号
債務者　滝口　勝義
1　決定年月日時　平成23年９月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月７日まで　千葉地方裁判所民事第４部破産再生係